

県民健康福祉村での撮影利用に関する取扱要綱

(目的)

第1 この要綱は、埼玉県県民健康福祉村(以下「福祉村」という。)の、撮影等の利用に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「撮影等」とは、福祉村敷地内及び福祉村内ときめき元気館における映画、テレビドラマ、グラビア撮影等をいう。

(撮影利用可能施設)

第3 福祉村敷地内全般とする。利用に際しては、別途手続きをする必要がある。

(撮影利用可能日及び時間帯)

第4 平日(休館日を除く。)9:00～17:00

ただし、ときめき元気館等の運営に支障がない場合に限る。

所長は必要があると認める場合には、上記以外の時間帯においても利用を認めることができる。

(撮影料金)

第5 撮影料金は、別表「県民健康福祉村 撮影等料金表」のとおりとする。

(撮影料金の減額又は免除)

第6 所長は、特別の理由があると認めるときは、撮影料金を減額し、又は免除することができる。

(撮影料金の不還付)

第7 既納の撮影料金は還付しないものとする。ただし、所長は正当な理由があるときその他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の不承認)

第8 次の項目のいずれかに該当するときは承認しない。

- (1) 福祉村の設置目的を逸脱するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 福祉村の他の利用者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき。
- (5) 福祉村内の施設又は設備を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (6) その他福祉村施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

(注意事項)

第9 撮影等にあたっては、以下の注意事項を遵守すること。

- (1) 撮影に要する照明は、原則としてバッテリー等の機材を用意すること。
- (2) 飲食は所定の場所ですること。
- (3) 施設及び設備等を破損したときは弁償すること。
- (4) 制作者が申請を偽り、使用の不承認に該当したときは、損害賠償すること。
- (5) 火災及び地震等の緊急事態発生時は、福祉村管理者の指示に従うこと。
- (6) 撮影等により生じたゴミ等は持ち帰ること。
- (7) 「撮影協力:埼玉県県民健康福祉村」等のクレジットを表記すること。

(防災管理上の注意事項)

第10 撮影等にあたっては、以下の防災管理上の注意事項を遵守すること。

- (1) 消火栓及び消火器等の前に機材をおかないこと。

- (2) 天井等に設置してある、熱感知器・スプリンクラー等の下に、高熱を発生する照明機材等をおかないこと
- (3) 防火戸や防火扉を常時開放としないこと。
- (4) 常に、避難路を確保することとし、通路等を機材でふさがないこと。
- (5) 一般通行者の支障とならないよう、周囲の状況に配慮し、見物客等のたまりや捌きを管理すること。
- (6) 万一、火災や事故が発生した際は、すぐに管理事務所に連絡をとり、防災活動に協力すること。
- (7) 撮影主体者の責めによる火災や事故で、福祉村内の備品や施設を破損又は人的な損傷が発生した場合は、全て賠償責任を負うこと。

(申込・承認手続)

第 11 申込・承認手続については、以下のとおりとする。

- (1) 原則として、撮影希望日の 2 週間前までに「県民健康福祉村撮影申請書」を管理事務所に提出すること。
- (2) 申請書受理後、調整・審査を行い、撮影承認の可、不可について、申請書受理から 3 日以内に申請者に連絡する。

(撮影等の中止)

第 12 所長は申請者が第 9 及び第 10 に定めた注意事項を守らない場合、又は撮影内容が申請と異なる場合には、撮影の中止を命じ、以後もその者に対して撮影を禁じることができる。

(附則)

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日に施行し、適用する。

